



栃木県公報

平成29年
10月17日(火)
第2928号

目次

告示

- 県道路線の変更..... 847
- 地籍調査の成果の認証..... 847
- 道路の区域の決定..... 848
- 道路の区域の変更..... 848
- 道路の供用開始..... 850

公告

- 患畜の届出..... 850
- 入札公告..... 850

調達等公告

告示

栃木県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第二項の規定に基づき、次の県道の路線を変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十七日

栃木県知事 福田 富一

整理 番号	旧 新 別	路線名	起	点	重要な経過地	備考
			終	点		
1106	旧	西那須野下石上線	那須塩原市永田町			
			大田原市下石上			
	新	西那須野薄葉線	那須塩原市永田町			
			大田原市薄葉			

(道路保全課)

栃木県告示第469号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月17日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
下野市	下野市笹原及び小金井の各一部	下野市笹原及び小金井の各一部（小金井V地区）の地籍図及び地籍簿	平成29年10月4日

(農村振興課)

栃木県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年10月17日から同年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月17日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 西那須野薄葉線

道路の区域

整理番号	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
306	那須塩原市永田町1番地593地先から 大田原市薄葉1084番地2地先まで	6.3～37.8	7346.2

栃木県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年10月17日から同年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月17日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	那須塩原市一区町241番地1地先から 那須塩原市一区町248番地4地先まで	10.5～11.3	303.5	
	後	那須塩原市一区町241番地1地先から 那須塩原市一区町248番地4地先まで	22.0～25.0	303.5	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 大田原矢板線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
36	前	那須塩原市一区町221番地5地先から 那須塩原市一区町233番地4地先まで	10.5～11.3	303.5	
	後	那須塩原市一区町221番地5地先から 那須塩原市一区町233番地4地先まで	22.0～25.0	303.5	

III

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮向田線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
68	前	宇都宮市東今泉1丁目2730番27から 宇都宮市平出町字堀ノ内6347番まで	23.5～27.9	2060.0	
	後	宇都宮市東今泉1丁目2730番27から 宇都宮市平出町字堀ノ内6347番まで	23.5～32.7	2060.0	

IV

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮向田線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
68	前	宇都宮市ゆいの杜1丁目101番から 宇都宮市ゆいの杜1丁目2番7まで	19.0～28.0	336.0	
	後	宇都宮市ゆいの杜1丁目101番から 宇都宮市ゆいの杜1丁目2番7まで	19.0～38.7	336.0	

V

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮茂木線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
69	前	宇都宮市ゆいの杜1丁目101番から 宇都宮市ゆいの杜8丁目1番4まで	25.0～28.0	1691.0	
	後	宇都宮市ゆいの杜1丁目101番から 宇都宮市ゆいの杜8丁目1番4まで	26.5～38.7	1691.0	

VI

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮茂木線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
69	前	芳賀郡芳賀町芳賀台4番から 芳賀郡芳賀町芳賀台89番1まで	30.0～30.0	1000.0	
	後	芳賀郡芳賀町芳賀台4番から 芳賀郡芳賀町芳賀台89番1まで	30.0～37.8	1000.0	

VII

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 関谷上石上線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
185	前	那須塩原市下田野字街道東418-4 から 那須塩原市下田野字街道東470-7 まで	7.8～11.5	664.0	
	後	那須塩原市下田野字街道東418-4 から 那須塩原市下田野字街道東470-7 まで	10.6～13.2	664.0	

栃木県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年10月17日から同年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月17日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
70	主 要 地 方 道 宇 都 宮 今 市 線	日光市小倉字東山925番2 から 日光市小倉字東山921番1 まで	平成29年10月17日

(道路保全課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月17日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家畜の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発生の場所 又は区域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	那須塩原市	平成29年10月5日	法令殺

(畜産振興課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年10月17日

栃木県産業技術センター所長 平 出 孝 夫

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

物品1	曲げ試験機	一式
物品2	フィルタープレス	一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限

物品 1	平成30年 3 月 7 日
物品 2	平成30年 3 月12日

(4) 納入場所

物品 1	栃木県産業技術センター窯業技術支援センター
物品 2	栃木県産業技術センター窯業技術支援センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「精密機械類」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成29年11月1日から同月7日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号
栃木県産業技術センター管理部 電話028-670-3395

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成29年11月1日午後5時 (1)の場所に持参又は郵送すること。
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 開札の日時及び場所

物品 1	平成29年11月 7 日	午前10時00分	栃木県産業技術センター相談室
物品 2	平成29年11月 7 日	午前10時20分	栃木県産業技術センター相談室

(3) その他

入札説明書は、平成29年10月17日から同月30日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
 - ア 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に栃木県産業技術センターで交付する仕様書に基づき、1の(1)の件名ごとにそれぞれ別様に作成した納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期限までに3の(1)の場所に提出しなければならない。
 - イ その他 詳細は、入札説明書による。

(工業振興課)